

令和3年度神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付について

1 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付の目的

将来、神奈川県内において理学療法士又は作業療法士として業務に従事する人材を育成するため、理学療法士又は作業療法士の学校・養成施設に在学する学生に、神奈川県が無利息で修学資金の貸付を行うものです。

2 貸付対象者（次の①～③すべての要件を満たす学生）

- ① 理学療法士又は作業療法士の学校・養成施設(以下、学校等という。)に在学している学生
- ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である学生
- ③ 卒業後、神奈川県内において引き続き理学療法士又は作業療法士としての業務に従事する意思のある学生

3 貸付内容 月額25,000円（3ヶ月分を年4回に分けて、銀行口座に振込みます。）

4 令和3年度新規募集人数 3人(予定)

5 貸付金の返還

この修学資金は「貸し付ける」ものですので、退学、辞退等貸付を廃止した場合は、廃止後速やかに貸し付けた金額を返還していただきます。

また、原則として、卒業後は速やかに返還していただくこととなりますが、卒業後期間を空けずに（3月卒業の場合は4月から）神奈川県内において、理学療法士又は作業療法士として業務に従事した場合は、返還が猶予されることとなります。そしてそのまま引続いて（月が連続、月を跨がず）貸付期間に相当する期間を県内で業務に従事した場合は、返還免除の申請をすることが可能となります。免除申請をしていただき、申請内容が要件を満たした場合は返還が免除されます。

このほか、病気療養等による返還猶予の扱いを受けられることもあります。この場合の猶予期間は、原則、同一事由で最長で1年間です。

また、途中で県外に就労先を移すなどした場合には、返還免除要件に該当しなくなりますので、次の算式により得た額を返還していただきます。

$$\text{返還額} = \text{貸付を受けた額} - \left(\text{貸付を受けた額} \times \frac{\text{勤務した月数}}{\text{貸付を受けた月数}} \right)$$

なお、返還が滞った場合には、督促(督促状の送付)、催告(催告書の送付、電話催告、訪問催告など)、返還者を借受者本人から連帯保証人に変更、訴訟手続き（支払督促、少額訴訟、通常訴訟など）等を実施することとなります。あらかじめご了承ください。お願いします。

6 修学資金の申請方法

(1) 提出書類

① 修学資金貸付申請書(第1号様式)

- ・ 連帯保証人の印鑑は印鑑登録証明書と同じもの(実印)としてください。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人について(2人)

- ・ 申請者に父又は母があるときは、連帯保証人の1人は父母のいずれかとし、もう1人は違う方としてください。連帯保証人は借受者本人と連帯して債務を負担していただきます。

③ 学業成績表等

(ア) 令和3年4月に理学療法士・作業療法士の学校等に入学された学生

- ・ 在学証明書
- ・ 最終学歴学校の成績証明書^㊿

書類の保存期間が過ぎたなどの理由により、最終学歴の学校において成績証明書が発行されない場合は、ご相談ください。

(イ) 理学療法士・作業療法士の学校等に在学中の学生

- ・ 前年度の成績証明書^㊿

㊿:発行機関により厳封してあるものに限り、開封してあるものは無効とします。

- 貸付けが決定した学生(修学生)には、後日、「誓約書」、「健康診断書」、貸付金振込みのための「口座振込申出書」を提出していただきます。
- 貸付けが決定しなかった学生には、その旨、連絡します。(申請書類の返却はありません。)

(2) 申込み期間 令和3年4月1日(木) ～ 令和3年5月7日(金)(必着)

7 問合せ先

神奈川県健康医療局 医療課 人材養成グループ

「理学・作業療法士修学資金担当」

電話 045-210-4758(直通)又は、045-210-1111(内線4766)

8 提出先

次の宛名へ送付してください。(専用の郵便番号のため住所は省略が可能です。)

次の宛名を切り取って封筒に貼り、宛名ラベルとして利用していただいても結構です。

